

### 我孫子市住宅リフォーム補助 子育て世帯への補助を改正

4/21(月)  
から

市に登録された市内事業者などにより自己所有住宅の改修工事を行った市民に対し、工事費用の一部を補助する制度です。手続きは、必ずリフォーム工事の契約締結前(工事施工の実施前)に補助金交付申請を行ってください。工事の契約や施工をした場合は、補助対象になりません。詳しくはお問い合わせください(市ホームページ、窓口配布の手引きをご覧ください)。

受付期間 4月21日(月)～平成27年1月30日(金)

図 建築住宅課・内線601、602

補助対象工事	補助金の額等の交付要件	補助対象経費	補助金の額
・個人住宅(現在住宅) ・中古住宅(市内持家居住の転居)	リフォーム工事を行う個人住宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合	リフォーム工事(税込20万円以上の工事に限る)に係る経費	○補助対象経費の100分の10以内の額(※3) ○上限20万円
	上記に該当しない場合		○補助対象経費の100分の5以内の額(※3) ○上限10万円
転居(※1)または転入を目的として、市内の中古住宅を行うリフォーム工事	(1)リフォーム工事を行う中古住宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合	リフォーム工事(税込20万円以上の工事に限る)に係る経費	○補助対象経費の100分の20以内の額(※3) ○上限40万円
	(2)リフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区の区域内(※2)に立地している場合		○補助対象経費の100分の10以内の額(※3) ○上限30万円
	(3)転入を目的としてリフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区の区域外に立地している場合(転居は除きます)		○補助対象経費の100分の5以内の額(※3) ○上限10万円
子育て世帯(※4)の場合(世帯構成員であれば可)			上記上限額にそれぞれ10万円を加算する

※1 市内の持家以外の住戸に居住している者が、市内の中古住宅を購入し居住すること。  
 ※2 都部、都部新田、湖北台1～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1～4丁目、南新木1～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田  
 ※3 算出した額に1000円未満の端数があるときは、切り捨て。  
 ※4 15歳以下の子どもがいる世帯、または夫婦がともに49歳以下の世帯など

### 国民健康保険税 制度改正のお知らせ

国民健康保険の保険税を納めることは、自分が病気やけがをしたときはもちろん、全ての被保険者が安心して医療を受けるためにとても大切です。4月からの国の制度改正に伴う国民健康保険税の改正内容などをお知らせします。

図 国保年金課・内線353、354

#### ◆所得の少ない世帯における保険税の軽減割合が改正されました(下表)

◎世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計が一定以下の世帯は、保険税の「均等割額」及び「平等割額」が軽減されます。  
※所得の申告をしていない場合は軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告してください。

軽減制度の改正内容

改正前(平成25年度まで)	改正後(平成26年度から)
6割軽減 ※総所得金額等の合計額が33万円以下	7割軽減 ※総所得金額等の合計額が33万円以下
4割軽減 ※33万円+(24万5000円×世帯主以外の被保険者数と特定同一世帯所属者(注1)の合算数)以下	5割軽減 ※33万円+(24万5000円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下
	2割軽減 ※33万円+(45万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下

◎改正後は、5割軽減と2割軽減で、世帯主1人のみが加入の場合も軽減の対象となりました。

(注1)特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となった後も同一世帯に属する方

#### ◆保険税賦課限度額が改正されました

「地方税法施行令の改正」により、26年度から保険税の賦課限度額が、後期高齢者支援金分16万円、介護分14万円となります。なお、26年度の保険税率は据え置きとなります。

賦課限度額の改正内容

	改正前	改正後
医療分	51万円	51万円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護分	12万円	14万円
計	77万円	81万円

※26年度の「国民健康保険税」納税通知書は、6月13日(金)に発送予定です。

### 我孫子市中小企業資金融資制度に 新たな事業資金が新設されました

市内での起業・創業を支援するため、これまでの事業資金に加え、4月から新たに創業支援資金、独立開業資金、事業転換資金の3つの事業資金を新設しました(下表参照)。また、この制度に基づき融資された貸付金に対し利子補給を行います。

共通申込要件

- 1.市内に事業所等を設置し、または設置しようとしていること
- 2.個人の場合は、市内に居住していること
- 3.市民税または法人市民税、固定資産税および都市計画税を滞納していないこと

図 企業立地推進課 ☎7185-2214

資金名	融資対象者	融資期間(据置期間)	融資限度額	融資利率(年)	利子補給率
創業支援資金	(1)具体的な計画を持ち、市内で新たに事業を開始しようとする方…○借入金額と同額以上の自己資金を持ち、事業を営んでおらず新たに1月以内に市内で開業または2月以内に新たに会社を設立し、開業する個人○中小企業者である会社が新たな中小企業者である会社を設立し事業を開始する方 (2)具体的な計画を持ち、市内で事業を開始後1年未満の方…○事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始後または新たに会社設立後1年を経過していない方○中小企業者である会社が、新たに会社を設立し、その設立の日以後1年を経過していない方	運転 60月(6月) 設備 84月(12月)	運転・設備 1500万円	12月以内 2.3% 36月以内 2.4% 60月以内 2.5% 84月以内 2.9%	運転 1.7% 設備 2.0% ※申請者(個人または法人代表者)が市内居住で40歳未満の場合 運転 1.8% 設備 2.1%
独立開業資金	市内で独立開業または開業後1年未満で次の要件に該当する方○同一事業所に従業員として継続して3年以上または同一業種の事業所に5年以上勤務 ○開業する業種または開業後1年未満で経営する業種は、現に勤務し、または開業直近まで勤務していた業種と同一であること	運転 60月(6月) 設備 84月(6月)	運転 1000万円 設備 1500万円	12月以内 2.4% 36月以内 2.5% 60月以内 2.6% 84月以内 3.0%	運転 1.5% 設備 1.8%
事業転換資金	市内で1年以上事業を継続して営んでいる中小企業者の方が、経営している事業の転換または多角化を図るために、市内で新たな事業を開始または融資の申込みを行う1年未満の間に新たな事業を開始した方	運転 60月(6月) 設備 84月(6月)	運転 1000万円 設備 1500万円	12月以内 2.4% 36月以内 2.5% 60月以内 2.6% 84月以内 3.0%	運転 1.5% 設備 1.8%

※融資を受けるためには、別途金融機関と千葉県信用保証協会の審査があります。

**防災行政無線との連携に係る協定を締結**

2月24日に株式会社ジェイコムイーストと「防災行政無線との連携に係る協定」を締結しました。これにより、4月1日から同社の緊急地震速報受信端末を通じて防災行政無線の放送などが室内で聞けるようになります。

受信端末を導入する方は、株式会社ジェイコムイーストと個別に契約し、工事費や月々の利用料を個人で負担することになります。

**端末の導入について:**  
株式会社ジェイコムイースト ☎0120-999-1000(フリーダイヤル)  
000(フリーダイヤル)  
協定については:市民安全課・内線217

**パブリックコメント**

**我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画(案) 趣旨** 本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針として、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、市が実施する取り組み等を示す計画です。

**公表期間** 4月16日(水)～5月15日(木)  
**締切日** 5月15日(木)必着

**閲覧場所** 健康づくり支援課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、市民図書館湖北台分館・布佐分館、各近隣センター、市ホームページ

**意見の提出方法** 意見書(各閲覧場所、市ホームページに用意)を記入のうえ郵送、ファクス、Eメール、電子申請サービス、持参。

**提出先・図** 〒270-1132 湖北台1の12の16 健康づくり支援課 ☎7185-1126、☎7187-1144、☎public\_comment\_kenkou@city.abiko.kochiba.jp

ご意見を  
お聞かせ  
ください